

PTA活動総合補償制度について

春暖の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、植水中学校PTAでは、『PTA活動総合補償制度』に加入しております。

PTA主催・共催する行事に参加中に、PTA会員(保護者・教職員)が、被ったケガや死亡に対する補償をする制度です。

PTA活動において、必要な備品等を借用し、使用・管理中に壊してしまった場合、また部活動の引率時のケガや死亡に対しても補償されます。

その場合、書類を事前に提出していただく場合がございますので、下記をご覧くださいますようお願いいたします。

記

Aプラン	傷害保険	1家庭につき	73円	}	年間合計 80円
	賠償補償	生徒1人あたり	7円		

	事前に書類提出が必要な場合	必要な書類	提出先
①	部活動の引率をお願いする場合	引率届け	各部活動委員長
②	PTA活動時に借用した備品を使用する場合	借用書	PTA本部
③	PTA活動にPTA会員以外の方へ代理をお願いする場合	代理人出席 事前通知書	PTA本部

※ ①の部活動の引率届けの提出方法は、各部活動委員にお問合せください。

※ ②・③の書類の提出方法は、PTA本部へお問合せください。

※ 詳しくは、別紙をご覧ください。

PTA活動総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容	補償例(PTAの場合)	Aプラン(保険金額)	Bプラン(保険金額)	Cプラン(保険金額)
●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車等で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金45,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして10日間通院。 支払保険金30,000円	死亡保険金額 197万円	死亡保険金額 242万円	死亡保険金額 317万円
		後遺障害保険金	障害の程度によって上記死亡保険金額の4%~100%	
		入院保険金日額(180日限度)	入院保険金日額 3,500円	入院保険金日額(180日限度) 4,500円
		手術保険金(1事故につき1回)	10倍・5倍	
		手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の(入院中・入院以外)		
		通院保険金日額(90日限度)	通院保険金日額 2,300円	通院保険金日額(90日限度) 3,000円
		73円	93円	120円

制度掛金 (1世帯あたり)

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)
●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 (対人・対物補償)(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 (保管物補償)(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 (提供飲食物・危険物補償) ・PTAのイイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。 PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	対人 1名 300万円 1事故 3,000万円 (自己負担額 1,000円) 対物 1事故 200万円 (自己負担額 1,000円)
●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引戻(保険会社理事長の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額 5,000円)
		対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 (注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれ1事故あたりの限度額が適用されます。
		弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円
		7円

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2020年4月1日 午後4時より
2021年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入申込書は3月6日(金)必着をお願いします。

※手続が遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 Aプラン73円・Bプラン93円・Cプラン120円×世帯数 } = 制度掛金
PTA賠償責任保険 7円×児童・生徒数

(会員数に教職員数は含まなくても補償対象とします。)